

序 章

1. 制度改正の概要

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小企業の事業活動が多様化していることに対応し、ブランド・デザイン等の保護を強化した。他人が既に登録を受けている商標と類似する商標について、先に登録を受けた商標権者の同意があり、商品等の出所について混同するおそれがない場合には登録可能とする、いわゆるコンセント制度を導入するとともに、他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直しを行った。

また、SNSやクラウドファンディングの活用等の公開態様の多様化、複雑化を踏まえ、意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件を緩和した。くわえて、裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限の措置を講じた。

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

コロナ禍等を契機として生じた影響による国際郵便引受停止等を踏まえ、公示送達の見直しを行った。

また、オンライン送達制度の見直し、優先権証明書のオンライン提出のための規定整備、書面手続のデジタル化（申請）のための改正、e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し、出願審査請求料の減免制度の見直しを行った。

2. 法改正の経緯

上記措置を法制化すべく、特許庁政策推進懇談会並びに産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された特許制度小委員会、意匠制度小委員会、商標制度小委員会及び財政点検小委員会において検討が行われた。

令和4年6月に、特許庁政策推進懇談会において報告書「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～」、令和5年3月に、特許制度小委員会において報告書「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」、意匠制度小委員会において報告書「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて」、商標制度小委員会において報告書「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて」が取りまとめられた。

今般の特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正は、上述の各小委員会における審議や報告書の内容に基づくものであるが、商標のコンセント制度の導入に関連して、不正競争防止法（平成5年法律第47号）において、コンセント制度により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととしたこと等から、不正競争防止法の改正と併せて改正することとされ、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は、令和5年3月10日に閣議決定後、同日に第211回通常国会に提出された。同法案は、同年5月12日の衆議院経済産業委員会における提案理由説明、5月17日の質疑及び採決を経て、5月18日の衆議院本会議において可決、また、6月1日の参議院経済産業委員会における提案理由説明、6月6日の質疑及び採決を経て、6月7日の参議院本会議において可決・成立し、6月14日に「令和5年法律第51号」として公布された。

【不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

＜特許庁政策推進懇談会＞

報告書の公表 令和4年6月30日（木）

知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～

＜産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会＞

第47回小委員会 令和4年9月26日（月）

- (1) 当面の検討課題について
- (2) 一事不再理の考え方の見直しについて
- (3) 送達制度の見直しについて
- (4) 書面手続のデジタル化について

第48回小委員会 令和4年11月21日（月）

- (1) 裁定関係書類の閲覧制限について
- (2) ライセンス促進策について

第49回小委員会 令和4年12月19日（月）

報告書案の提示

報告書の公表 令和5年3月10日（金）

知財活用促進に向けた特許制度の在り方

＜産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会＞

第13回小委員会 令和4年9月9日（金）

- (1) 当面の検討課題について
- (2) 意匠の新規性喪失の例外適用手続について

第14回小委員会 令和4年11月2日（水）

- (1) 意匠の新規性喪失の例外適用手続について
- (2) 送達制度の見直しについて
- (3) 書面手続のデジタル化について

第15回小委員会 令和4年12月7日（水）

- (1) 裁定関係書類の閲覧制限について
- (2) 報告書案の提示

報告書の公表 令和5年3月10日（金）

新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて

<産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会>

第9回小委員会 令和4年9月29日（木）

- (1) 商標審査の現状について
- (2) 当面の検討課題について
- (3) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について
- (4) コンセント制度の導入について
- (5) Madrid e-Filingにより商標の国際出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更について

第10回小委員会 令和4年11月22日（火）

- (1) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について
- (2) コンセント制度の導入について
- (3) 送達制度の見直しについて
- (4) 書面手続のデジタル化について

第11回小委員会 令和4年12月23日（金）

報告書案の提示

報告書の公表 令和5年3月10日（金）

商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて

<産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会>

第4回小委員会 令和4年5月9日（月）

中小減免制度の見直しについて

第5回小委員会 令和4年11月28日（月）

- (1) 中小減免制度の見直しについて
- (2) 審判関係料金の見直しについて

<報告書の取りまとめから公布まで>

令和5年

- 3月10日 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書
「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」取りまとめ
- 3月10日 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書
「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて」取りまとめ
- 3月10日 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書
「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて」取りまとめ
- 3月10日 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」閣議決定
- 3月10日 同法案第211回通常国会 提出
- 5月12日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明
- 5月17日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決
- 5月18日 衆議院本会議 可決
- 6月1日 参議院経済産業委員会 提案理由説明
- 6月6日 参議院経済産業委員会 質疑・採決
- 6月7日 参議院本会議 可決・成立
- 6月14日 公布（令和5年法律第51号）

<施行>

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年4月1日）【改正法附則第1条本文関係】
- ・出願審査請求料の減免制度の見直し
 - ・他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し

- ・ 商標におけるコンセント制度の導入

○ 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年7月3日）【改正法附則第1条第1号関係】

- ・ 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限
- ・ 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し

○ 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年1月1日）【改正法附則第1条第2号関係】

- ・ 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備
- ・ 意匠登録手続の要件緩和
- ・ e-Filingによる商標の国際登録出願の手数料納付方法の見直し
- ・ 意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件緩和

○ 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日【改正法附則第1条第3号関係】

- ・ オンライン送達制度の見直し